

7-3  
16

一趣旨

# 学校整備方針案

学校教育局

戦後に於ける学校教育が制度並に内容の全般に亘って根本的に改新されなければならぬことは極めて明かなことである。学校の整備はこの点を十分考慮して計畫されなければならぬことは勿論今後の我が國情の推移を深く慮って措置されなければならぬ。従つて左の事項を考慮して差當り方針に依り実施したい。

## 1. 新憲法第二十四條の關聯事項

2. 教育刷新委員會に於て審議せらるる教育の制度及内容の關聯事項

3. 再編せられる産業界、事業界の趨勢

4. 財産税取立て後の学校の維持、經營方法並に學生の學資負担に關する事項

5. 戦災学校、復興特設校舎設備並にその財源調達の方法

6. 大学、高等専門学校、地方分館の方策

7. 公私之学校、助成

## 二 要領

学校の整備は右趣旨に取含めて学校の種類に従ひ逐次次の要領に依り措置する

### (一) 共通的事項

1. 戦災学校の復興と戦災の有無に拘らず大都市所在の学校の地方移轉については各学校の復興計畫とその資力を調査して極力之が助成を圖る。

2. 大都市所在学校(戦災学校を含む)の地方移轉を勧奨しその計畫あるものに対しては出来る限り助成を圖る。

3. 大都市には尙分大学、高等専門学校の新設を認めない。

4. 文科系の大学、高等専門学校等、學生生徒定員を戦前の復歸する計畫に對しては現在の校舎設備等の状況を調査して無理のない程度に調査し教育の徹底を圖る。

5. 校舎設備等の標準については別途大綱を定める。

6. 戦時中異種の学科に轉換した学校が更に再轉換を計畫するものについてはその内容を調査して個々に判定する。

7. 学校整備に當りては議會の請願、建議等を尊重するは勿論地元から希望ある場合は出来る限り救入する。  
8. 差當り前記の趣旨を置き考慮す。

(二) 帝國大学及官立大学

山崎 149

ノ帝國大學の中綜合大學としての學部、欠くものはこれを完備する。

例へば北海道帝大に法文學部と、大阪帝大及名古屋帝大に法文學部及農學部を設置する。

2 外地に於ける帝國大學等の廢止の實狀並に我が國の帝國大學の地理的分布の實狀等を考慮して北陸地方、中國地方、<sup>四</sup>帝國大學を設置する。

官立大學に付ても同様の趣旨に依り増設を考慮する。ニ場合當該地域にある専門學校との關联を十分考慮する。

3 女子教育振興の爲東京及近畿地方に女子帝國大學を設置する。

4 官立醫專、医科大学昇格を圖る。但しこの医科大学の子科を置くか否かは地方の實狀と本省の全体的計畫とを照合せて決定する。

5 大學の學部、學科、講堂、研究所等と全面的に再検討してこれを整備すると共にこれを照合せて不健全講堂の充實並に學科、講堂の増設を圖り大學の基本的組織を完備する。

6 帝國大學及官立大學の學生定員は高等學校卒業者と照合せざる必要があるが概ね次のやうに整備する。

ア 文科系學科はノ2以外は既設大學の定員は増加しない。  
イ 醫學部は三三年度乃至三三年度は現在の儘とし三三年度より別に定めり、基準に従ひ実施する。

ロ 理學部は既設學科とその定員を鑑へ整備する。  
ハ 工学部は<sup>製造</sup>造兵等の學科を廢止改組したが改組學科其他事情を考へてこれを整備する。

ニ 農學部は既設學科と照合せて水産學科、畜産學科等増設拡大を考慮する。

三 公私立大學  
ノ前記二の(一)に該當する大學の設立はこれを認め、  
學科、學生定員、校舎其他の諸設備、教員組織及其の対価、資金能力等につき標準に合せて調査し且地方での設立を歓迎す。但し女子医科大学は當分これを認めない。

2 既設大學の學部學科、整備及學生定員については前記二の(一)及官立の大學と同様の標準により措置する。

3 戦災學校其他の復興等と照合せて出来得れば大學の合併を勧奨する。

4 私立學校への補助金は優秀學校に重点を置き計畫する。

四 高等學校  
ノ昭和三十三年に於て官立女子高等學校二校(東京及近畿地方各一校)を設置する。

女子高等学校は既設高等学校昇格の方法による。

2. 前記新設の既設高等学校(二高乃至八高)の学級を各一学級減らす。

3. 既設高等学校中数校に男女共学を実施する。

4. 公私之高等学校は審介認めない。

5. 大学予科は夫々の大学学部と関係して整備する。

#### (五) 専門中等学校

イ 農業関係

内容を改善し増設を可とする。特に低度の学校を増設すると共に専門学校と(果  
一校程度を目標とす。

ロ 水産関係

中等程度ノモノハ現在四校(昭和二十年度九校増)アリ校数ハ以上ニテ一應充分  
ニシテ今後ハ内容整備ニカテ致スベキモトス

専門学校ハ東北東海瀬戸内海日本海各沿岸地方ニ一校宛(計四校)増設ヲ必  
要ト認メラル

水産教育専門学校 学校設置の必要がある。

#### ハ 醫學関係

厚生関係を除き拡張の必要はない。

医学専門学校はその可能なるものにつき大学昇格の前提の下に予科を設置し  
又は高等学校より直結を考慮する。募集總人員は一應約三千を目標とする。

昇格不可能の見込のものは生徒募集を停止する。

齒科医学専門学校は昭和二十五年迄にその可能なるものを大学に昇格せしむるを目標  
とする。

薬学専門学校はその数に於て審介現状の儘とする。

女子厚生専門学校は之を奨励し官立も之を計畫する。

#### ニ 工業関係

學科を檢討して之を改善し全体として之を縮小せしむべきものとするも学校の廃止は原  
則として之を行はぬ。但し内容不備にして将来の見込なきものは之を廃止する。

工藝方面は純工業的なものを轉換等により寧ろ拡充するを適當とする。

学科目に基礎的なものを増強し「理工科」的色彩を帯びしむるを可とする。

ホ 經濟關係

現状を以て概ね可とする。

ハ 法律關係

現在四校あるも寧ろ整理する可とする（大学教育のみ可とする）

ト 外事關係

官立増設の必要を認めず公私立の設置申請に対しては内容検討の上或程度を認可する可とする。

外事専門学校の性格に就ては再検討を要する。

チ 文科的学科關係

前記ホ、ハト以外の文化的学科（古史、歴史、哲学等）の学校は或る程度増加を認める。

リ 藝術關係

公私立に対しては奨励的態度を以て臨む可きも官立増設は設備並に良教師の完備困難なる現況に鑑み差控ふる可とする。

又 女子専門学校

一縣一校程度の増設は認む可とする。特に官立学校の設置は望まざることである。

ル 新構想による諸学校

内容最選の上適宜なるものは之が設立を認める。

特に官立社会教育専門学校の如きその設立は急務なりと考ふ。

### （六）教育養成諸学校

一 現在の師範教育制度を改善して左の通りとする。

師範学校及青年師範学校を廃止し教育専門学校及青年教育専門学校とする。

教育専門学校及青年教育専門学校は修業年限を四年とする。

高等師範学校、女子高等師範学校、農業教育専門学校、体育専門学校は大学とし教育大学とする。

二 教育需要の増加に伴ひ各学校より若干の増養を認める。

三 青年教育専門学校（青年師範学校）水産科の拡充については優先的に之を認め、独自の

学科課程は根本的に改変する。水産教育専門学校とし教員養成に一校當とする。

四 公立及私立の教員養成諸学校の設置を認め、但し従来無試験検定許可学校の制度は

教育大学は全圖に設置する。

之を廃止する。

但し従来、教員養成諸学校、分布と地理的事情を考慮し之が施設利用を圖る  
に附屬諸学校の設置、拡張も認めらる。

但し將來不安となれば修業年限変更に伴ふ必要施設も充當する。

強方に教員養成諸学校の設備充實を圖る。

給費制度、服務義務制度を撤廃する。但し従来給費額相當分は設備充實

其他

私立中等学校も給財団に対する國津補助金の増額を考慮する。

一般中等学校

教育の機會均等と云ふ観点より考へてもすべての能力ある希望者に中等学校  
の機會を與へる爲には中等学校の全般に互り相當の充實を必要とするが現在の我が  
國の財政經濟の情況では戦災学校の復旧だけでも仲々困難であるから中等学校の新  
設拡張についてはその種類に應じて重点的な取扱をしたい。

中學校

中學校は一般に上級学校入卒の爲の準備教育とする学校だと考へられてゐる生徒  
も殆んど全部が上級学校進卒の希望を抱つてゐるが實際は卒業生の過半数は上

級学校に入卒し得なれて己志を得ず職業に就くべき準備教育を殆ど受けなれて實社会に  
出て居る状況である。この實状に應じて中學校の生徒に實業教育を行はせようとして於  
て第一種、第二種との別を設けたが生徒は全部上級進学の課程を選ぶのでこの区別は  
大政に歸した。

以上様な情況であるから中學校の新設拡張は現在の原則として、戦災等による  
戦災等に依る人の總動を基とする校區(一定の村の村の事情も場合により考慮す  
る)を以てする。

實業學校

戦後に於ける我が國の産業復興の中心は中小産業にあるので、これに從つて、  
産業人と養成する実業學校は特に重要性を加へて来た。又國民所得の減少を爲  
す中等學校卒業後直ちに實社会に出て、實務に従事しなければならぬものが、  
多くなつて、豫想されるので、この觀、實よりするも実業學校については未だ得る  
限りの充實を圖る必要が

女子中等學校

一般的教養を与へる高等女学校と実業教育を施す女子実業学校がある。女子実業学校には農  
商工の外裁縫女学校、家政女学校等種類が多がその教育内容にはその特色の乏しいもの  
多。その上一般社会の通念で高等女学校が女子実業学校よりも程度が高くと云ふ様な観念を持  
ててゐる為、その教育内容について種々の批判を加へてゐるにも拘りず高等女学校の右様な  
倒的は多いのである。従つて之に對する調整策としては女子中等学校に之を一本建て、その教育内  
容について地方の事情や生徒の希望に應じて選擇の機会を与へる様考慮する。この一ツツ方法で  
ある。一方男女間の教育の機会均等と云ふ觀念から考へると男女共学と云ふことが有、りしか  
る意味からしても一般的教養を與へる爲の教育施設に比へると実業教育を施す爲の教育施  
設が非常に少からで一般的教養を與へる学校の施設は充ちておらず、抑留して実業教育の  
振興を圖る様力ある必要がある。

青年學校

青年學校はその土地の事情に應じてその中心使命とする職業教育を彈力的に統合す  
べきでその職業科の内容はそれ程農業、商業、工業、林業、水産業等とし然もその土地の事  
情により更に分科して実施さるべきでありその方向へ施設が一層充ちておればならぬ。

この場合にも郷土の産業振興に役立ち得る青年を養成すべきである。

國民學校實業科

その実業科の内容も亦その土地の事情に應じて社会の要請にもとづいて農業、商業、工業  
業、水産業等の授業が一層充ちておるべきである。

